

藍住町で創業する人を応援します。

補助対象条件

- ・（会社の場合）町内に本店及び事業所があること
- ・（個人事業者の場合）町内に居住し事業所があること
- ・町税等に未納がないこと
- ・次の①②のいずれかに該当すること
 - ①商工会の実施する「藍住町創業塾（※1）」を受講終了した創業者
 - ②県の実施する「とくしまあったかビジネス支援事業（※2）」において創業計画の認定を受けた創業者等

※1「藍住町創業塾」とは、商工会が実施する創業支援事業です。町内で創業希望の人を対象として専門家の講義を行います。お問い合わせは、藍住町商工会（088-692-2816）へ。

※2「とくしまあったかビジネス支援事業」とは、特産品や文化等の徳島県特有の資源や個人のユニークな能力・経験等を活かした創業計画を「あったかビジネス」として県知事が認定し、地域に根ざした創業を支援する事業です。お問い合わせは、徳島県商工労働部企業支援課（088-621-2369）へ。

補助内容

対象経費

借入利子・機器等のリース料・店舗等の家賃・販路拡大に係る経費

補助金額

対象条件①又は②に該当 10万円／事業年度
対象条件①②どちらも該当 30万円／事業年度

補助期間

対象条件①に該当 創業から3年間
対象条件②に該当 認定された計画期間中（3年間）
対象条件①②どちらも該当 創業から3年間又は認定された計画期間中

補助の流れ

創業又はあったかビジネス事業計画の認定後、経済産業課へ申請してください。
申請は毎年度の年度末まで受付できますが、申請多数の場合等、やむを得ず受付を終了する場合があります。補助を希望する方は早めに申請してください。



※補助期間中は毎年申請できます。

申請時必要書類

- ・藍住町商工業者チャレンジ支援事業補助金交付申請書
- ・（対象条件①）創業が確認できるもの（開業等届書（税務署受付済のもの写し））
- ・（対象条件②）あったかビジネス事業計画に係る認定通知書及び申請書（写し）
- ・対象経費の金額が確認できるもの（契約書等）
- ・町税等の納税状況調査同意書

お問い合わせ

藍住町建設産業課

TEL：088-637-3120